

# 鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十二月十一日  
火曜日  
第二千二百六十九号

### 主要目次

- ◇規則 鳥取県漁業申請手数料規則の一部改正
- ◇告示 私立各種学校設置の認可

### 規則

鳥取県漁業申請手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十六年十二月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

#### ◇鳥取県規則第八十五号

鳥取県漁業申請手数料規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業申請手数料規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を「鳥取県漁業申請等手数料規則」に改める。

第一條中「左に掲げる申請」の下に「、交付の請求又は閲覧の請求」を加える。

第一條第七号の次に次の三号を加える。

- 八 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九二号）第十條の規定に基く免許漁業原簿（漁場図を除く。）

謄本交付手数料及び抄本交付手数料

用紙一枚につき 五十円

九 漁業登録令第十條の規定に基く漁場図謄本交付手

数料及び抄本交付手数料

用紙一枚につき 百円

十 漁業登録令第十條の規定に基く免許漁業原簿又は

その附属書類閲覧手数料 三十円

第二條中「手数料は申請」の下に「又は請求」を加える。

附 則

